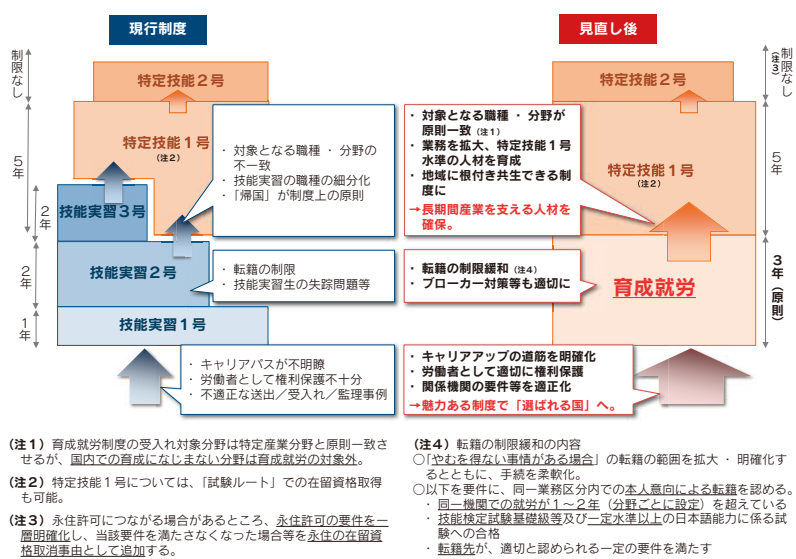
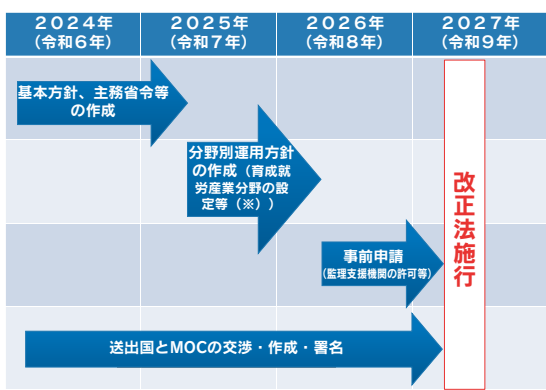


図表1 制度見直しのイメージ図



図表2 施行までのスケジュール(予定)



※育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

本改正法の施行日は、公布の日(2024年6月21日)から起算して3年を超えない範囲内で、政令で定める日とされており、2027年度に施行される予定である。本改正法では、施行日時点で技能実習を行っている技能実習生などの法的地位の安定性に配慮し、一定期間は技能実習を継続できるなどの経過措置に係る規定を整備しているほか、施行日前から監理支援機関の許可の事前申請などの必要な手続きを行うことができることとしている。政府においては、施行に向けて必要な準備を進めており、2025年3月11日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議および閣議において、特定技能制度および育成就労制度の基本方針が決定された。この基本方針は、両制度の運用の基本的事項を定めるものであり、有識者会議の意見聴取手続きを経て、取りまとめられたものである。政府においては、育成就労制度などの円滑な運用開始に向けて、その準備に万全を期すとともに、関係者に対して丁寧な広報・周知に努めていく所存である。

育成就労制度の施行に向けて

さらに、外国人技能実習機構については、外国人育成就労機構に改組され、監督・支援機能が強化されるとともに、特定技能1号の外国人への相談援助も行うこととなる。このほか、育成就労制度においては、原則として二国間取決め(MOC)を作成した国の送出国機関からのみ受け入れを行うこととし、外国人が送出国機関に支払う費用に上限を設けるなど、制度全般について適正化を図ることとしている。

育成就労制度の概要について

技能実習および特定技能の実績

近年、わが国における人手不足が深刻化し、外国人材が日本の産業や地域社会に欠かせない存在となる中、国際的な人材獲得競争は激化しており、外国人材に「選ばれる国」となることが重要な課題となっている。

技能実習制度は、1993年から30年を超える長きにわたり、技能実習生に日本で技能・技術・知識を修得させ、人材育成を通じて開発途上地域などへの技能などの移転による国際協力推進を目的とする制度として、一定の役割を果たしてきた。

これに対し、わが国の深刻な人手不足に対応するため2019年に創設された特定技能制度は、従来の専門的・技術的分野における外国人の受入れ制度を拡充し、人手が不足する分野において生産性の向上や国内人材確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な分野に限り、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れてきた。2024年末時点で技能実習生は約46万人、

出入国在留管理庁長官



丸山秀治
まるやま ひではる

育成就労制度の創設とその概要

2024年6月21日、育成就労制度の創設などを内容とする出入国管理及び難民認定法等改正法が公布された。育成就労制度は、技能などの移転による国際貢献を目的とする技能実習制度とは異なり、人手不足に対応するための制度として、人材育成と人材確保を目的とし、3年間の就労を通じて特定技能1号水準の人材を育成することを目指すものとなっている。そのうえで、人手が不足する分野において即戦力となる人材の受け入れを目的とする特定技能制度との連続性を高め、技能を身に付けた外国人が特定技能へ移行し、キャリアアップできるようにすることで、長期にわたり日本の産業を支える人材を育成・確保することを目指すしている。

育成就労制度は特定技能制度と連続性を有することから、育成就労制度における受入れ

分野(育成就労産業分野)については、原則として特定技能制度における受入れ分野(特定産業分野)に一致させ、特定技能制度と同様に、分野ごとに受入れ見込数を設定し、これを受け入れの上限として運用することとしている。また、技能実習制度においては、計画的かつ効率的な技能修得の観点から、人権侵害行為などのやむを得ない事情がある場合を除き、転籍、すなわち実習実施者(受入れ機関)の変更は認められないのに対し、育成就労制度では、労働者としての権利保護をより適切に図る観点から、一定の要件のもとで育成就労外国人本人の意向による転籍を認めることとしている。この育成就労外国人本人の意向による転籍を認める要件としては、人材育成の観点も踏まえ、従前の育成就労実施者(受入れ機関)のもとでの就労期間が一定期間を超えていることや、技能および日本語能力が一定の水準を超えていることなどを設けることとしている。次に、育成就労制度における各機関についてみると、育成就労実施者による育成就労計画の認定申請、主務大臣から許可を受けた監理支援

(注)「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)」及び「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第60号)」